

交野市子ども・子育て会議（第4回）

議事録

開催日時	平成26年5月29日（木） 午後2時00分～午後3時20分
開催場所	交野市立保健福祉総合センター3階 展示活用室
出席者 （委員）	大橋委員、東口委員、端野委員、関委員、富田委員、伊賀委員 野中委員、高垣委員、有元委員、福山委員、岡本委員、船戸委員
欠席者	井上委員、森岡委員、川上委員
事務局	川村部長、金山参事、小川参事、東口課長、真鍋課長、中村課長、奥野課長代理、 今村課長代理、林係長
傍聴の可否	可（定員 5名）
傍聴者	3名
議題	① 新制度に係る運営基準等の条例制度について ② 計画骨子案について ③ その他
資料	交野市子ども・子育て会議 次第 資料1-1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案の概要 資料1-2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に係る条例（案） 資料2-1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）の概要 資料2-2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る条例（案） 資料2-3 家庭的保育事業等の主な認可基準について 資料3-1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）の概要 資料3-2 放課後児童健全育成事業及び運営に関する基準に係る条例（案） 資料4 交野市子ども・子育て支援事業計画骨子（案） 参考国資料 利用者負担について 保育料徴収金基準額表 参考国資料 公定価格・利用者負担の主な論点について なるほどBOOK すくすくジャパン！

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>ただ今より交野市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は公私ご多忙にもかかわらず、ご出席をたまわりまして厚くお礼申しあげます。</p> <p>それでは開会に先立ち、会長よりひとこと挨拶をお願いしたいと思います。</p>
会 長	<p>こんにちは。気候がよくなってまいりました。朝など、イヌと一緒に散歩していると気持ちいいです。ちょうど家から府民の森へ行く道の妙見川沿いのところをすっと上がって行って、ちょうど滝のところまで行くのですが、緑に囲まれて良いなという感じがしています。歩いていると、毎朝、同じ人に会うんですね。同じ人に会って、その時に「おはようございます」と挨拶していて、人間関係ができてきますと、色々お話しもしてくださいます。みんな、だいたい私よりも年上の方で、お孫さんの話をされる時もあります。そういう話を聞いて、うれしいなと思います。</p> <p>この会議は子育ての会議ということですが、子育ても、ここの会議で話しているような制度上の問題や物理的なことが出てきますが、今の時代は心をどのように育てていくかということが大事だなと思います。価値観、物の考え方が、ちょっと食い違っているなど。私も近所の年寄りなど親の世代より上の方から受け継いだものもありますし、親から受け継いだものもあります。それを地域でどのように育てていくのかという問題もあるし、家族の問題もある。そういったものも非常に大事だなと思っています。ともかく、まず子育てのいわゆる制度上の問題である今回の話もきっちりして、それから心の問題も詰めていくべきだと思っています。色々忙しいですが、これからタイトなスケジュールで新制度の関係が進められますことから、今後、この会議も新制度に関する議論が続くと思いますが、皆さんと協力してよりよい交野の計画が立てられますよう、お願いします。簡単ですが、挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、ここからの会議の進行については、会長をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>第4回子ども・子育て会議の議題に入りたいと思います。本日の委員の出席状況について報告をお願いします。</p>
事務局	<p>会議委員 15 名中 12 名の委員の出席をいただいています。出席委員が過半数を超</p>

<p>会 長</p>	<p>えていますので、交野市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定に基づき、本会議が成立していることをご報告申し上げます。なお、井上委員、森岡委員、川上委員におかれましては、所用のため、欠席のご報告をいただいています。出席状況については以上です。また、本日の傍聴者は3名となっています。</p> <p>この会議が成立しているということですので、あらためて議題に入りたいと思います。本日の議題①新制度に係る運営基準等の条例制定についてです。新制度の実施としては、市町村はさまざまな権限と責任が大幅に強化されるということ。また、いくつかの条例を制定していかなければならないということらしいです。よく私も分かりませんので、その内容等についても事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>その前に会議資料の確認をいたします、</p>
<p>事務局</p>	<p>資料確認</p>
<p>事務局</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の施行に際し、国が示します運営基準等について、市が条例により定めることが法律で義務付けされております。本日、資料として配布させていただきます資料1-1から資料3-2までがその基準に係る資料となっています。まず資料1-1の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案の概要」でございますが、この特定教育・保育施設とは何かといいますと、認可されている幼稚園、認定こども園、認可保育所、この3施設が特定教育・保育施設となります。次に特定地域型保育事業とは何かといいますと、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4つの事業になります。</p> <p>次に資料2-1「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案の概要」ですが、先ほどの説明で特定地域型保育事業とは、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4事業と説明させていただきましたが、家庭的保育事業等とこの特定地域型保育事業の2つの文言の意味は全く同じものです。家庭的保育事業等は、児童福祉法での表記によるものですが、新制度では子ども・子育て支援法で表記する地域型保育事業となっています。</p> <p>最後に資料3-1「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案の概要」ですが、この運営基準につきましても、児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について条例を定めるものとされましたことから、国の基準に合致した条例制定が必要となったものでございます。</p>

<p>サーベイリサーチセンター</p> <p>会長</p> <p>委員</p>	<p>これらの施設や事業は、新制度において、給付、すなわち公費による財政措置の対象となります。ただし、その給付の対象となる要件として、①それぞれの施設や事業が認可あるは認定を受けていること、そして②市町村が条例で定める運営基準の要件を満たすこと、とされています。このことから、認定要件や運営基準等を条例で定めることにより、それぞれの施設や事業所の申請に対し、給付の対象となるか否かを確認、判断することとなります。</p> <p>条例の制定に際しましては、国（内閣府・厚生労働省）が定める基準を踏まえ制定することとなっていますが、その基準には、市町村が必ず適合しなければならない「従うべき基準」と、十分参照しなければならない「参酌すべき基準」とに区分されており、その内容及び区分につきましては、資料に記載させていただいております。なお、条例案のスタイル、骨組みとしまして、資料1-2、資料2-2、資料3-2で、それぞれ示させていただいております。国においては、平成27年度4月からの事業開始に対応できるよう、可能な限り速やかに条例等の制定をするよう、各自治体に促しているところですが、本市におきましても、遅くとも10月には制定に向けた手続きを行いたいと考えておりますが、条例のほか、条例に基づく規則や審査基準につきましても条例制定の同時期に制定する必要がございます。</p> <p>今後、利用定員や保育の必要性の認定基準（就労下限時間48時間～64時間）、また利用者負担の額等の設定につきましては、子ども・子育て会議の意見を聞くこととされておりますので、その節は、宜しく願いいたします。説明が長くなりましたが、先ほど申し上げました資料につきましては、先般4月30日に内閣府令、また厚生労働省令として、国が定めた基準でございます。本市のスタンスとしましては、再度申し上げますが、国が定める基準を遵守し、今後条例等を定めていきたいと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>資料1-1～資料3-2について説明</p> <p>説明が終わりました。質疑に移りたいと思います。大変長い説明で、具体性に欠けるものでしたが、まず基準についてご質問、ご意見はございますか。条例も項目しかなくて条例案とはいいにくいものですので、これについての質問等あればお願いします。では基準について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案の概要についてご質問等ございますか。</p> <p>この前採られたニーズ調査で、この小規模保育、A型、B型、C型を想定してということですが、A型、B型、C型それぞれに何か基準のようなものをつくら</p>
---	--

	<p>れるのか、あるいは交野市では既存の保育・教育施設で吸収できるので、あえてつくらなくても対応できるのでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただいまの質問に対して、ニーズ調査との兼ね合いも含めて回答願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>地域型保育事業、小規模保育というところで、今回、A型、B型、C型と分類されて、その型によって若干人数や職員配置の基準が変わっているというところですが、ニーズ調査を実施した時は、小規模保育としてA型やB型、またC型といった施設型につきましては特に聞いていない項目になっています。ニーズの見込み量につきましては、前回の会議でお示しさせていただいておりますが、その量自体がどうかというところをこれから議論していかなければならないところとなります。この条例制定においては、その辺も含めての話になってくるかなど。ですから、量をどのように確保していくかということが一つ大きな課題として上がってくるわけですが、この量の確保についてどうしていくかというところは、次回の会議で量の確保策というところでまたご提示させていただこうと考えております。市としてどのような確保方策があるのか。まず待機児童対策が一つ。それにかかわる地域型保育でカバーできるかというところも、量の見込みの確保方策のところに入れていかなければなりません。当然、国が示している従うべき基準、参酌すべき基準というところで、A型、B型、C型と示されていますので、その辺は確保方策も兼ねて条例の制定も考えていかなければならないと考えています。</p>
<p>委 員</p>	<p>もしかしたらニーズがないかもしれませんが、国から定めるようにいわれているので定める必要があるということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうです。これは国から、全国自治体に示している基準ですので、一定準拠した制定になるかなと考えますが、今後検討していきたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>参酌すべき基準ということですが、その自由度はどうでしょうか。少し変えることも可能なのですか。</p>
<p>サーベイリサーチセンター</p>	<p>参酌すべき基準というのは、どちらかという最低ラインとなります。これベースに、市で独自に上積みする、横出しするという形で求められるところだと思います。参酌すべき基準は、むしろ最低クリアすべき基準ではないかという言い方にはなっていると思います。</p>

委 員	従うべき基準というのは、絶対に従わなければならないと。参酌すべき基準というのは、最低これはクリアすべき基準ということですね。
サーベイリサーチセンター	下限ラインという形です。
委 員	それよりも上積みできるなら上積みすると。削除は絶対にできないのですか。
サーベイリサーチセンター	削除できます。市では見込まないということで、削除も可能だとは思いますが。
会 長	可能だけれども、かなり難しい。
サーベイリサーチセンター	できるだけ、下限ラインという形で一定のラインということにはなっています。
会 長	言葉についても疑問もありましたら、お出してください。
委 員	初歩的な質問かもしれませんが、従うべき基準というのは、守らなければならないということで、この基準の内容そのままが市の条例の中に入ってくると考えたらよろしいですか。
事務局	従うべき基準は、その通りです。まったく国の基準に従うということで、その表現となっています。
会 長	国で決めた基準をもう一度、市の条例等できっちりするということですか。
事務局	市の条例により、市としての決まり事を定めるということです。
会 長	他にございませんか。家庭的保育事業についての表がありましたが、その表について質問等はありませんか、また、ただいまの条例案についても、ご意見、ご質問はありませんか。
事務局	今回は概略ということで、資料1から資料3-2で条例を制定するにあたっては、こういうことを考えていなければいけませんよというところで説明を申し上げ

	<p>げさせていただきましたが、条例を定めるにあたっては、市としての手続きがあり、市議会の議決をいただくというところも今後出てくるところです。その前段として、条例の一定の案が固まりましたら、施行規則、選定基準等につきまして、この会議の方でお示しさせていただくこととなりますので、その時期が次回になるか、次々回になるかというところは、今の時点ではハッキリとは言えませんが、その時はよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>議会に出されるのは10月ですか。</p>
事務局	<p>私どもが国、府の指示を受けているのは、遅くとも9月10月の議会というところですので、全国的にそういう動きになってくるかなと考えています。</p>
会 長	<p>その頃になると、どこでも条例を決めているということですね。</p>
事務局	<p>本来、国は6月ということを書いていましたので、6月に制定せよということで指示を受けていましたが、各自治体の進捗等を考慮してかどうかは不明ですが、最近、こういう形で国が示してきています。</p>
会 長	<p>その時に出てくるのは、条例の本文の案とそれから条例の施行規則と審査基準でしょうか。</p>
事務局	<p>そうです。お示しできればと考えています。</p>
会 長	<p>それも議会の方に送られますね。</p>
事務局	<p>議会は条例の審議ということになります。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問等ございませんか。ないようですので、議題②計画骨子案について移ります。事務局より説明願います。</p>
サーベイリサーチセンター	<p>議題②計画骨子案について説明</p>
会 長	<p>計画骨子案についてご意見、ご質問はございますか。</p>
委 員	<p>32ページのこれからつくられる表について、これの25年度実績は、おそらくす</p>

	<p>っと上がってくると思いますが、ここに近隣市からの利用量や流失量もできたら記載いただくと参考になるのではないかと思います。それに併せて、幼児人口の予測、どの程度減っていくのかという部分。できれば分母の数があった方がいいと思います。</p>
会 長	<p>委員からのご意見について、回答願います。</p>
事務局	<p>近隣市のこと、児童の人口推移についてご質問いただきました。人口推移につきましては、人口推計や世帯数等の市の情報は掲載したいと思っています。</p>
委 員	<p>以前、人口推移につきましては、お示しいただいたかと思しますので、この表にそれを載せていただくと見やすくなると思います。</p>
事務局	<p>近隣市につきましては、検討させていただきたいと思います。</p>
委 員	<p>34 ページの一時預かり事業の表について、幼稚園の預かり保育と、2号認定による定期的利用、その他という形になっていますが、先日、聞いたところ、基幹型加算の一般型というものと、年度当初に定員の空き教室を使つての余裕活用型、それから訪問型、いわゆるスポットベビーシッター、そして幼稚園型の4種類が示されています。もう少し表の組み替えをする必要が出てくるかなと思います。</p>
サーベイリサーチセンター	<p>一時預かりの表については、ニーズ調査の量の見込みのところでは上がってきた区分けになっています。今回、ご指摘いただいているような形でお示しできればと思います。ただ、実績値としてその辺りの数値が確認できるかどうか、精査したいと思います。</p>
会 長	<p>一応、その形で出てくるけれども、計画の中に入れるかどうかについては別物ですか。</p>
事務局	<p>厚労省の方がその4区分を示されていますので、おそらく訪問型ベビーシッターにどの程度、公費が投入されるか分かりませんが、事業計画には…。</p>
サーベイリサーチセンター	<p>今回の区分については、子ども・子育て会議の時にご議論いただいた区分けになっていますので、おそらく内閣府でという形で、今回、子ども・子育て支援事業計画の策定手引きといったものが上がってくると思いますので、記載内容について</p>

	は、それに即した形にはなるのではないかと思います。
会 長	ある程度、数字は出てきますね。
サーベイリサーチセンター	そうですね。
会 長	よろしくお願ひしたいと思います。他にありませんか。無いようでしたら、議題③その他に入ります。本日の会議で配布されました利用者負担について、公定価格・利用者負担の主な論点についての資料について事務局から説明願ひます。
事務局	議題③その他 利用者負担について説明
会 長	ただいまの説明についてご意見、ご質問はありますか。
委 員	階層についてですが、さらに細かくされるのか減らされるのか、お考えはありますか。
事務局	まず、現行の階層ですが、現行の階層は8区分でしており、それをあえて市の基準額表では20階層と細かく分けています。要は、この税額の基準の幅が結構、大きく、例えば、現行までの基準は所得税額を見ていただくと、所得税が10万3,000円から41万3,000円、約30万あります。これぐらいの幅の中で、例えば、所得税が10万5,000円の人と41万3,000円の人が同じ金額になってしまいますので、かなり一つの階層の中で差があるような状況になっています。今後検討をしてみますが、国の基準額表よりは細かく設定することが必要になるのではと考えているところです。
委 員	そのことによって保育料が値上げされるのでしょうか。
事務局	保育料の引き上げにつきましては、平成21年4月に行ったのが最後ですが、現在、交野市の徴収金が国の基準に対して約66パーセント、67パーセントと、近年推移しています。本来は約70パーセントぐらいを維持しなければならないものですので、70パーセントぐらいを目処に設定していくと、保育料についてはやや上がる可能性があると考えています。

会 長	要は、今が安いということですか。
事務局	はい、そうです。
委 員	保育料につきましては、保護者の方は近隣市との比較もされると思いますので、あまり差がないようにという形にさせていただきたいと思います。市境の方については、今後はわりと市を越えて利用されることも考えられますので、金額が理由で他市に行くといったことが起こらないように、ぜひとも近隣市と協議していただきたいと思います。
会 長	ご意見ですね。
委 員	はい。
会 長	区分については、国は8区分だけれども、交野市は現行の区分にする予定であるということ。それから、委員からご要望があったのは、他市との絡みについてです。ここは意見を聞く会ですね。概要を決める会ではありませんね。
事務局	意見を聞く会ですので、ご意見をいただき、検討させていただきたいと思います。
会 長	それではこの件についてよろしいですか。その次、公定価格・利用者負担の主な論点について、事務局より説明願います。
事務局	○公定価格・利用者負担の主な論点について事務局より説明
大橋会長	説明が終わりましたが、何か質問等ございませんか。無いようですので、最後に事務局より報告事項についてご説明いただきます。
事務局	次回開催について報告
委 員	市民代表として参加していますが、お役に立てているか心配になっています。内容も難しいということもあり、読んではいりますが、質問もなかなかできない状況ではあります。本日配布していただいたパンフレットを見せていただいて、とても分かりやすいものだと思いましたが、もし一般の人にも見ていただきたいというものにするのであれば、こういうものも作られたら良いと思いました。

会 長	<p>この間も配っていただきましたが、そういう形の、いわゆる周知、広げるという意味というご意見です。すぐに返事はできないかもしれませんが、委員からこういうような要望があったということだけ記録しておいてください。それに対して、一歩でも進むことがあれば、それで良かったなということになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>今日は長い時間ありがとうございました。これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>
-----	---